

現場代理人の常駐義務緩和に伴う運用について

美咲町工事請負契約書第11条第3項に規定する標記の件について、下記のとおり運用する。

1. 現場代理人の兼任を認める要件

- (1) 町内業者に対し次のいずれにも該当する工事に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、複数工事での兼務を認めます。ただし、現場代理人を兼務させることが適当でないと判断した場合はこの限りではありません。
 1. 兼任しようとする工事のすべてが、国・県・美咲町が発注した工事で工事現場が美咲町内の工事であること。
 2. 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
 3. 兼任しようとする全ての工事現場において、町の監督職員等から常時連絡が取れる体制にあり、かつ必要に応じて速やかに工事現場へ到着できる状態にあること。
 4. 兼任に係る各工事の当初請負金額が3,500万円未満であること。ただし、同一の現場代理人が兼務する工事の請負金額の合計が3,500万円を超えない場合に限るものとする。
- (2) 営業所専任技術者についても1工事に限り現場代理人となることを認めます。工事現場への常駐義務が緩和されることによるものですので、当然、営業所と常時連絡をとることができなければならないことに注意が必要です。

2. 現場代理人の兼任手続き

- (1) 現場代理人を兼任で配置させようとするときは、兼任しようとする工事ごとに工事請負契約書第11条に定める「現場代理人等の指名通知書」の提出と同時に「現場代理人兼任配置届」を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 営業所専任技術者を現場代理人とするときは前項の「現場代理人兼任配置届」に営業所専任技術者を証する書類を添付して提出し、承認を得ること。

3. 変更契約にかかる取扱

現場代理人の兼任を認める工事において、変更契約により請負金額の合計額が3,500万円以上となった場合においても引き続き兼任を認めるものとします。ただし、1件の工事請負代金が3,500万円以上となった場合は兼任を解除し新たに現場代理人の選任を求めるものとします。

4. 受注者の責務

現場代理人を兼務する工事について、契約書等の規定で工事現場に現場代理人を常駐させることを前提とした責務を免除するものではありません。

現場代理人を兼任させることによって、契約書等で定められた事項の遵守に支障が生ずる恐れのある場合は、受注者の責任において直ちに必要な措置を講じなければなりません。

兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければなりません。

5. 現場代理人の兼任の取り消し等

現場代理人が兼任する工事において、虚偽の届出はもとより、現場体制の不備又は工事の不良等が確認された場合は、現場代理人の兼任を取り消すとともに、指名停止等の必要な措置を行います。

6. その他

大規模災害等が発生した場合の対応は、必要に応じ別に定めるものとします。

8. 適用開始時期

平成28年6月1日から適用します。